

議会改革推進会議会議録

平成25年10月21日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成25年10月21日(月) 午前10時40分～午前11時15分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員
議 長 櫻井清蔵
副 議 長 前田 稔
西川憲行 高島 真 新 秀隆
尾崎邦洋 中崎孝彦 豊田恵理
福沢美由紀 森 美和子 鈴木達夫
伊藤彦太郎 前田耕一 中村嘉孝
宮崎勝郎 片岡武男 宮村和典
服部孝規 小坂直親 竹井道男
- 4 欠席議員 岡本公秀 大井捷夫
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 松村 大 山川美香
高野利人 新山さおり
- 6 案 件 1 議会改革の取り組みの報告について
2 その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時40分 開会

○議長（櫻井清蔵君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開催させていただきます。

お手元の事項書により進めたいと思っております。

1の議会改革の取り組みのまとめについてでございますけれども、亀山市議会では平成22年8月に亀山市議会基本条例を施行、平成23年8月に議会改革の道を閉ざすことなく継続的に推進するために、この議会改革推進会議と検討部会を設置し、さまざまな改革を進めております。これまで検討部会では、平成22年9月に議長に提出しました議会のあり方等検討特別委員会の答申に基づき、今後の検討課題を順次協議してまいりました。

主な成果としましては、予算決算常任委員会の設置、市長の提案する重要な政策の定義についての整理、市の各種審議会等に基本的に議員を派遣しないことの3点を決定したところでございます。

そして、平成25年度からはマネジメントサイクルの視点により、議会基本条例の条項ごとに新たに課題を抽出し、課題ごとにカルテを作成し、検討経過を積み上げて整理していくことにいたしました。

また、広聴広報機能のさらなる充実を図るため、議会報告番組の放送やホームページ情報量を充実、さらにはホームページのリニューアルに向けた検討も始めたところでございます。今後は、市民参画と広聴機能のさらなる充実、議会報告会の検討なども進めていかなければなりません。

また、8月には議会改革推進会議規程を一部改正し、この推進会議において1年間の活動の報告をする場を設置することにいたしました。このような中、このたび亀山市議会議会改革白書2013を作成し、議会基本条例制定以降の議会改革の取り組みについての内容を整理いたしました。まことに検討部会の皆さん方にはご苦労さんでございました。

この内容につきましては、竹井部会長からご説明をいただきますので、竹井部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長（竹井道男君） それでは、私のほうから、今お手元に配付をさせていただきました議会改革白書の作成の経緯とか名称、それから資料の活用等について報告をさせていただきます。

ただいま議長からも挨拶の中で報告がありましたが、議会改革推進会議で1年間の議会改革の内容を報告したいと、常々そういう思いを持っておりましたが、ようやくこの8月に議会改革推進会議の規程を改正していただきました。10月に開催するというので、定例開催ということにして、この場で1年間の活動内容の報告をするというふうにいたしました。

本来、今回は当初1年間の活動報告をする予定で事務局とも調整をしておりましたが、せっかくですので、事務局のほうからも基本条例が22年につくっておりますけれども、22年、基本条例制定以降、せっかくだから3年間、今回はまとめて報告をしたらどうでしょうかというふうな提案もありましたので、一気に3年分をまとめて報告しようということで資料をまとめました。その結果、相当厚いものになってしまいましたが、来年からは1年ですので、もっと薄いものにはなりますけれども、今回は3年分ということでご了承願いたいと思います。

それから、1期目の議員の方に関しては改選前の取り組みが若干不明瞭なところもありますので、当時の議長に答申した内容もつけてありますので、そういうことで見ていただければ、少し基本条例をつくった前後のこともわかるのではないかというふうに思います。

それから、報告書の名前をいろいろ考えていました。報告書でいいのかなあとか、いろいろ考

えておったんですけど、せっかくつくるならちょっとしゃれたものにしたいということで、報告書のレベルに議会全体も合わせていけばいい話ですので、議会改革白書ということにして、どういう内容をこの議会が1年間取り組んだのかということにさせていただきました。

それから、年度の捉え方が非常に、11月の改選で10月ですので、例えばことしを24と見るのか25と見るのか非常にわかりづらいですね。それで、議会改革白書2013としておけば、開催した年の年号を入れて、去年の、基本的には去年の10月からことしの9月までが1年間として捉えてありますので、その部分の3年間というふうに考えていただきたいと思います。ですから、そういうことで、名称については少し仰々しいというか、ちょっと重過ぎますけど、議会改革白書というふうな名前にさせていただきました。

それから、報告内容についても、当初議会改革推進会議の内容を軸に報告しようというふうに考えていたんですが、議会改革の取り組みは推進会議以外でも、議運だとか代表者会議とか、さまざまな場面でさまざまなことを取り組んでいただいておりますので、私たちの議会活動において、改正をしていく場所の会議については全部載せようということで全て載せました。多分そのためにまた少し厚くなったということです。

それから、参考資料も後ろのほうにつけてあります。

これは、議会基本条例を制定後の内容、所管事務調査であったり、情報化に関するアンケートだったり、さまざまな取り組みをしていただいておりますので、これもあわせて3年分つけさせていただきました。ですから、またこれは皆さんのご議論によっては、さらにいろんなものをふやすということではできませんので、今回またこういうものを参考資料としてつけさせていただきました。

それから、これもまた今から事務局からも細かい説明もさせますけれども、議会改革で視察にお見えになる、最近では減りましたが、去年は24か25市ぐらい受け入れましたが、そこに出している資料も一部抜粋して、ダブるものは全部カットして、こんな資料を視察に来た市には出しているということで、それも一部つけておきましたので、それもまたご確認を願いたい。これは多分議員の方にも一切配付していない資料ですので、その辺も議会改革の流れとしては参考になる資料をつけておきましたので、また見ていただければいいと思います。

それから、参考資料6、この後、事務局からも説明をいたしますが、議会活動調査資料というタイトルで、議会基本条例が制定される前の19年度と制定後の24年度の1年間、会派のいろんな活動も含めて会議回数の方数をチェックいたしました。その結果、19年から24年の間に1.5倍近い活動量になっていると。これは、たとえ2時間、10分の会議でも1回とカウントしていますので、会議の回数でいくと1.5倍のカウントをしておりますので、そういうことからいけば、基本条例後の議会の活動については相当数ふえてきたということがわかると思います。こういうものが議員定数であったり、議員報酬のときの一つの参考資料になると思います。こういう活動をしているんで、例えば39万という議員報酬の高さというのが比較になりますので、19年度の39万円よりは24年度の39万円の報酬のほうが単価は安くなっているわけですので、毎年こういう報告を見ながら年間の会議回数を減らさない活動をしていけば、報酬問題についてもきちっと整理できるものではないかということで、これもつけました。これは毎年調査をしてつけたいと思います。

それから、検討部会で、この原案については10月16日に確認をしていただきました。その後、ちょっと私のほうも気づいた点として検討部会の皆様にはちょっとおわびを申し上げますが、議会基

本条例第20条に、議会事務局の体制整備というのが入れてあります。要するに、議会の事務局も強くならなければならないということが入れてあります。そういう部分も規定をいたしておりますので、議会だけの取り組みではなくて、議会事務局としても議会改革に向けて取り組んだ内容が結構ありますので、これも取りまとめて、議会事務局としてこの3年間どんな取り組みをしてきたんだということも取りまとめました。これによって、事務局と議会とが一体となって議会改革を進めていくという体制の確認ができると思いますので、それはまた少しこの点についても、この後報告いたさせますので確認をお願いしたいと思います。

それから、活用という部分では、常にこの白書は手元に置いていただきたいというふうに思います。これで毎年積み上がっていきますので、例えば過去の4年、過去の5年何をしてきたかというのがある程度わかりますので、一個一個は覚えているんですけど、全体としてはなかなか頭に入りづらいですし、その資料を手元に置くというのは大変なので、1年間のものが置いてありますので、また来年になれば積み上げていただいて、常に手元に置いて確認できるようなことにさせていただければありがたいと思います。

それから、現在これはカルテにも書いてありますが、議会要覧の見直しをしております。来年の3月までに原案をつかって、検討部会のほうで内容の確認をいたします。ちょっとこれも大幅な見直しを今しておりますので、この内容と議会の改善した内容がリンクするような仕掛けを今事務局のほうで考えておりますので、それが完成しますと、その要覧とこれの2つを持っていけば、ほとんどの議会活動内容がわかると。ですから、先輩に聞かなくても、新人の方でも即わかるような仕掛けを今後つくっていきますので、そういう意味ではここにも見える化と書いてありますけれども、議会の活動や議員の活動が見えるような仕掛けをこの1年間でつくっていきますので、ぜひまたこれを手元に置いていただきたいというふうに思います。そのためにこのファイルは厚くなるようなファイルで引き出しがどんどん厚くなってきますので、そういうファイルを用意させていただきました。

それから、最後にホームページにも載せようかなとは考えているんですけど、これを全部載せるとすごい量になるので、またこの辺は事務局と調整して、抜粋版的なものにするかどうかちょっと検討して、何かの形でこれも載せたいというふうに考えています。

それから、紙ベースでは結構厚いので、パソコンをお持ちの方にはデータベースで渡せるように、多分パワーポイントの資料になるかPDFなのかかわからないです。これは全部パワーポイントで一部つくってありますので、PDFかパワーポイントかどっちかでお渡しできるようにつくりますので、それをCDで持っておればどこでも見られるような格好でやりたいというふうに考えております。

それから、検討部会でもご指摘がありまして、せっかくこういう白書をつかったので、市のほうにも渡してはどうかというふうなご提案がございました。議長とも相談をさせていただいて、3役プラス企画総務部長ぐらいには、この白書についても渡そうかなというふうに考えております。また議長のほうから手渡していただきたいなというふうに考えておりますので、この点についてもご了解を願えればと。私たちだけの資料じゃなくて、行政のほうにもこの3年間こんな活動をしてきたというふうなことを、市のほうも行財政改革をやっておりますので、こちら内容が乏しいとかもつとやれとか言っていますので、逆にこれをお渡しして私たちの活動をまた評価してもらえればいいというふうに考えておりますので、その点についてもご了解を願いたいと思います。

あと、詳細について事務局のほうから説明をいたさせますので、もう少しお時間を頂戴したいと思います。

います。以上です。

○議長（櫻井清蔵君） どうもありがとうございました。

渡邊君、どうぞ。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、白書の中身につきましてご説明させていただきます。

まず1ページからでございますが、各会議、委員会の活動報告ということで、この推進会議、それから検討部会、議会運営委員会、代表者会議、正・副委員長会議、広聴広報委員会の6つの会議の活動報告が記載してございます。

内容としましては、活動日と協議事項が記載してございます。

それでは、3ページの推進会議でございますが、23年8月19日に設置をいたしまして、これまで7回開催をしてございます。第2回では検討部会員の變更、第3回では議員定数についてご協議いただいています。第4回では部会からの協議結果の報告ということで、各種審議会等への議員の派遣についての報告でございます。第5回でも、この審議会等への議員の派遣についてご協議いただきまして、特に検討部会における協議経過及び執行部から派遣についての意見書に対する議会として回答した内容の報告についてご協議いただいています。第6回では、地方自治法の改正に伴う例規の改正ということで、委員会条例、会議規則、政務調査費の条例、議会基本条例、これらの一部改正、それから新規でございますが、広聴広報委員会規定の制定、これらにつきましてご協議いただいています。第7回でございますが、こちらでは25年度から新たに部会のほうで取り組んでおります検討課題につきまして、特に優先的に取り組んでいく5項目について部会のほうからご報告をさせていただいて、この推進会議でご承認をいただいております。そして、そのときにこの10月に1年間の報告の場を設置するというふうな内容がございましたので、規程の一部改正を行っております。

続いて、4ページからが検討部会の内容でございます。

検討部会は、第1回が23年9月1日、正・副部会長の互選に始まりまして、これまで8ページの15回、8月20日まで開催をしてございます。

内容につきましては、第2回では検討部会の運営について、第3回では検討課題及び今後の進め方について、第4回では総合計画後期基本計画の審査の方法ということで、具体的には予算決算委員会の設置について検討していただいております。第5回では、これからの検討課題ということで、重要な政策の定義、各種計画、答申、意見書等への議会の関与、それから各種審議会等への議員の派遣について検討いただいております。第6回では、重要な政策の定義及び各種審議会等への議員の派遣等に関しての執行部との意見交換会でございます。第7回では、重要な政策の定義、各種計画策定の議会の関与、各種審議会等への議員の派遣、これらについて検討いただいております。第8回では、同じくまた各種審議会等への議員の派遣、各種計画への議員の関与の検討、それ以外に推進会議の会議録の公開や地方自治法の一部改正に伴う議会基本条例の改正について検討いただいております。第9回では、各種審議会等への議員の派遣につきまして、執行部から派遣についての意見書に対する議会としての回答した内容の報告をしております。それから、基本条例の一部改正案についてご検討いただいております。第10回では、地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正についてということで、委員会条例、会議規則、政務調査費の条例、議会基本条例の一部改正、あわせて新たな広聴広報委員会規程の制定について検討いただいております。第11回では、これまで部会で22年9月に議長に提出した答申に基づく検討課題につきまして、一応24年度末で一旦整理をいたしまして、25年度からは

新たに取り組む検討課題を基本条例の各条項ごとに新たに抽出をいたしまして、取り組んでいくことといたしております。

6ページでございますが、第12回では、25年度より取り組む課題として抽出いたしました課題につきまして、課題ごとに取り組む時期を決定いたしております。そして、検討手法といたしまして、課題ごとにカルテを作成いたしまして、検討経過を積み上げて整理していくことといたしました。第13回では、25年度より新たに取り組む検討課題、全部で13項目ございましたが、そのうち優先的に取り組むものとして5項目を抽出いたしました。第14回では、優先的に取り組む検討課題5項目につきまして、それぞれ実施をしていくというふうな方向で決定をいたしました。

具体的には、予算決算委員会の玄関ロビーでの放映ということで、この9月の決算委員会は玄関ロビーで放映をいたしました。

それから、委員会視察の報告と議案に対する議員賛否状況のホームページへの掲載、これにつきましても10月1日から公開をしております。

そして、予算内示会の場の検討につきましては、予算決算委員会を活用するということを決めました。

そして、最後に議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置ということで、きょうのこの場に当たるわけでございますが、これに伴いまして議会改革推進会議規程の一部改正案を決定いたしました。第15回では、この検討部会の任期が規程の中で2年と定められておりましたので、推進会議のほうで各委員さんの再任をいただきまして、新たに正・副部会長の互選を行っております。

7ページからは、議会運営委員会、代表者会議、正・副委員長会議、広聴広報委員会となっておりますので、同じように活動日と協議内容が掲載してございますので、またごらんおきいただきたいと思っております。

続きまして、15ページからが各会議、委員会での決定内容となっております。先ほど申しました6つの会議等で決定した内容の日にちと決定内容が掲載してございます。特に議会運営委員会と代表者会議では、かなりのいろんなことが決定してございますので、また後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

それから、29ページからでございますが、議会事務局の取り組みといたしまして、まず31ページから、平成23年度からの議会事務局の使命、目標が掲載してございます。この使命、目標は、執行部の各部・室も使命、目標を年度当初に定めておりまして、議会事務局もつくっておりますので掲載してございます。

34ページからは、議会基本条例制定後の主な議会事務局での取り組みが記載してございますので、またごらんいただきたいと思っております。

37ページからが参考資料ということでございますが、まず一番初め39ページからが市議会の例規関係でございます。

41ページの一覧表をごらんいただきたいと思っております。

議会基本条例制定以降に一部改正した例規、もしくは新規に制定した例規関係の一覧表でございます。大きく6つに分類してございます。議会基本条例関係、会議規則関係、委員会条例関係、代表者会議関係、政務活動費関係、その他という分類でございます。

議会基本条例関係には、基本条例のほかに、その条例に規定されておりましたので、推進会議関係

と政治倫理関係、それから議員定数条例の関係をここにに入れてございます。それと、新規の例規につきましては例規の本文が掲載してございますが、一部改正につきましては新旧対照表のみつけてございます。それから、一番最初に議会基本条例の制定ということで本文がございまして、議会基本条例には逐条解説もあわせて作成をしております。

ただ、議会基本条例、これまで2回一部改正をしております、その部分の逐条解説の修正がまだ済んでおりませんので、これから逐条解説を修正いたしましたら、また議員の皆様にお配りをさせていただきたいというふうに思っております。

会議規則関係につきましては、会議規則の一部改正以外に、この全員協議会や正・副委員長会議、広聴広報委員会も、この会議規則におきまして協議の場として位置づけております。ですので、この分類に入れてございます。

委員会関係につきましては、委員会条例の一部改正のほか、常任委員会の協議会規程、それから所管事務調査の関係の要綱、予算決算委員会の内規、常任委員会協議会規程、それから議会運営委員会の内規、これらの制定、一部改正等をここへ入れてございます。

代表者会議につきましては、代表者会議の内規を制定いたしまして、その一部改正、これらを入れてございます。

政務活動費関係につきましては、条例と規則と規程の一部改正を入れてございます。

どこにもはまらなかったものとして、その他として、情報公開の関係の規則の改正と、2番目は災害及び感染症等の発生時における議会の対応に関する申し合わせの一部改正、危機管理の関係の申し合わせの一部改正でございまして、それから、事務局処務規程の一部改正、これがここに分類をしてございます。

以下、45ページからは条文、もしくは新旧対照表が入れてございます。

続きまして、参考資料の2が141ページからの議会のあり方等検討特別委員会の答申書でございます。

これにつきましては、平成22年9月30日に議会のあり方等検討特別委員会から議長に提出されました答申の内容でございます。

147からが答申の中身でございますが、それとあわせて149ページに添付の資料がございまして、大きく6点でございますが、これにつきましては151ページから、かなりページ長うございまして、194ページまで、この答申の資料が添付してございまして、またごらんをいただきたいというふうに思います。

それから、195ページからが検討部会で検討してまいりました、まず平成23、24年度の検討課題の一覧でございます。着手時期に応じてランク分けいたしました一覧が記載をしております。

それと、213ページからでございますが、今回この23、24年度の検討いただいた中の成果として大きく3点ございまして、まず1点目が213ページからの部分で、各種審議会等への議員の派遣について派遣はしないというふうな決定をしておりますが、それをカルテにあらわしたものでございます。これは、25年度からカルテ方式で課題を整理していくというふうなことに基きまして、この3つにつきましてもカルテにあらわしたものでございます。参考資料等もつけてございます。

219ページからが総合計画後期基本計画の審査の方法ということで、予算決算委員会の設置に関

するカルテと内規関係、あとフロー図といった資料が添付してございます。

225ページからは、市長が提案する重要な政策の定義について整理をいたしましたので、そのカルテと裏面が資料となっております。

227ページからは、25年度から新たに組み込んでいくということで、改めて基本条例の条項ごとに課題を抽出いたしました、まず検討課題25年度版というのが229ページからつけてございます。それぞれ区分ということで、25年度中に検討、26年10月までに検討、随時検討というふうに3つに、A、B、Cに区分をしてございます。

そして、237ページからは、先ほどのA、B、Cの区分のうち、A項目、25年度に取り組むというものが全部で13項目ございますが、それにつきましてカルテを作成した内容をつけてございます。このうち5項目につきましては、もう既に実施をしておるということでございます。

続きまして、267ページからが議員定数、報酬に関する調査資料ということでございます。これにつきましては、部会長と事務局のほうで、この議員定数と報酬の関係もカルテに整理をしたらこういうふうな形になるのかなということで整理をさせていただきました。また、今後報酬等の議論をしていく中でまた参考にしていただければというふうに思っております。

続きまして、281ページからが議員活動調査資料ということで、A4の表が1枚つけてございます。先ほど部会長のほうからもご説明ございましたけれども、これにつきましては、19年度の活動と24年度の活動を比較してございます。

まず、ブルーの網かけの部分につきましては、19年度はなかった会議ですので、新たな追加の部分で回数がふえてございます。また、各委員会につきましても、19年度にはなかった所管事務調査が当然入ってございますので、委員会の回数等がかなりふえてございます。

それから、本会議の日数につきましても、最近では予備日を使ったり、また予算決算に関しては、議案質疑が1.5日というふうなことにもなっておりますので、その分日数がふえてございます。

あと、会派の部分につきましては、19年度につきましてももう保存年限が過ぎておまして、ちょっと資料がございませんでしたので、参考までに24年度と同じ回数を入れて合計をしてございます。その結果、19年度141日、24年度は210日ということで、約1.5倍というふうな実績が出ております。

続きまして、285ページからが所管事務調査ということでございます。

総務、教民、産建それぞれ各委員会の平成23年から3回所管事務調査を行っていただいておりますが、そのまとめをつけてございます。

287ページでは、第1回の総務委員会、期間、テーマ、そのときの委員の皆さんのお名前、それから活動日が上げてございます。活動日につきましては、先進地視察と意見交換会は特に記載をしてございます。意見交換につきましては次の288ページで、どういったところと意見交換をしたかというのがわかるようにしてございます。ただ、個人名だけは個人情報ですので入れてはございません。

それに引き続きまして、提言書ということでつけてございます。

以下、それぞれ同じような形で添付してございます。過去3年分でございますので、一度ごらんいただきたいと思います。

続きまして、347ページが議会の情報化に関するアンケートとその結果でございます。去る7月に議会の情報化に関するアンケートを実施させていただきました。その調査シートが349ページか

らでございます、353ページからはその結果を集計してまとめたものでございます。単純集計が記載をしておりますので、また後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

次に、363ページからが視察資料の抜粋でございます。各他市の市議会のほうから行政視察に来ていただいた場合に配付、それとあわせてパワーポイントで見せている資料でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に視察来市一覧、425ページからでございますが、議会基本条例、もしくは議会改革をテーマにしたこれまでの各市議会の行政視察が今度11月に1つ、東京の多摩市がありますけれども、これを含めると54市議会が視察に見えておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君） ありがとうございます。

ただいま竹井部会長及び渡邊君からの説明に対して、何かご確認したいことがございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（櫻井清蔵君） 確認の意味ですけれども、竹井部会長から一部ご報告がありましたですけれども、この白書につきまして、市長、副市長、企画総務部長等に作成した白書を届けたいということをご了解いただきたいと思います。

この白書の作成に当たりまして、正・副部会長及び部会員の皆さん、また議会事務局の皆さんには大変ご苦労さんでございました。この白書をもって、さらなる議会改革をしていかなければならないと思っておりますので、議員各位にはまたご尽力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の案件は以上でございますが、何かこの際、ご発言がございましたら、その他の項で受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（櫻井清蔵君） ございませんでしょうか。

それでは、以上で閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時15分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 10 月 21 日

議長 櫻井清蔵